

三条市使用料減額・免除基準検討委員会

第2回会議録（要点筆記）

1 日 時 平成23年10月5日（水） 午後7時00分～午後8時45分

2 場 所 三条庁舎4階 第3委員会室

3 出席者等

（委員） 落合委員長、小林副委員長、阿部委員、八百枝委員、堀内委員、金子委員、堀委員、上石委員、土田委員、杉野委員、横山委員

（事務局） 笹川財務課長、村上課長補佐、小柳主任、榎本主事

（傍聴者） なし

（報道機関） なし

4 委員会記録

（1）事務局より資料の説明

（2）質疑・意見交換

質疑・意見交換

堀委員 「公の施設の使用料の基本的な考え方」の資料の「使用料の算出における稼働率」については、稼働率が低い施設ほど、利用料が高くなると捉えてよいか。

事務局 そのとおり。利用が少ない施設は、少ない利用でもコストが賄えるよう1時間あたりの単価が高い設定になっている。

堀委員 資料の「三条市公の施設運営計画」の2ページのチェックフローのところで「公の施設として一定の役割を終えたと判断できる」とあるが、これはどういうことを言うのか。

事務局 利用率や行政目的などから行政が関わって運営していくべき施設ではなく、民間や地元に譲渡して運営していくべきと判断したようなケースである。なお、この計画において、廃止として整理しているのは、4ページに記載のとおり、栄青少年研修センターと農産加工施設である。

土田委員 平成23年6月1日以降の使用料が改定されたわけであるが、この検討委員会は使用料をもう一度見直そうというものなのか。

事務局 平成23年6月1日以降は、使用料の単価の設定を変更したものであるが、この検討委員会で御審議いただきたい内容は、施設の利用にあたり規定の料金を減額や免除して利用させるのはどういった場合が適当なのかという部分である。使用料の設定と減免の話は切り離して御検討いただきたい。

土田委員 自治会が公共施設を利用する場合の大半が、地域住民や地域のために利用する訳だが、そういったものに対する減免を無くすという考えは持っているのか。

事務局 前回の会議では収入の確保、財政難が前面に出てしまっていたが、この委員

会はこういったものが減額や免除に値するのかといった基準を作っていくためのものであり、必ずしも減額・免除を無くさなければならぬというものではない。

八百枝委員 資料の「公の施設の使用料の基本的な考え方」にある受益者の負担割合の算出については、減額や免除の実績を加味しているのか。

事務局 減額や免除は無いものとして設定している。よって、実際は減額や免除があることによって公共負担はもっと多くなっている。

八百枝委員 今までそれぞれの団体が減免されてきた経緯をきちんと把握すべきである。理由があって減免されてきたものをいきなり無しにはできないと思うので、使用料の単価については、減免があることを踏まえて設定すべきだったのではないかと思う。

横山委員 平成23年6月1日以降、既に料金改定されているが、こういった料金設定を白紙に戻して減額、免除基準の見直しの議論を行ってもよいのか。

事務局 使用料の設定は減額・免除に関係ないものであり、建設コスト、大規模改修は公共負担、ランニングコストの3割は公共負担、残りの7割は利用者負担ということを示し、議会に説明して同意を得ている。このことについては決定していることであり、白紙にすることはない。減免は、ある取組を推進していくために特別に行うものであり、今まで減免を受ける団体についての統一的な基準が無かったため、今回検討していただくものである。

上石委員 今まで減免されてきた団体が減免を受けていた根拠や現在何団体が減免を受けているのかを知りたい。

事務局 これまでは、施設の所管課ごとに減免基準を定めており、対象団体の基準や根拠もそれぞれの所管課の考え方に基づいて実施してきたため、統一感が無くなっていた。また、合併により三条市、栄町、下田村での取扱いが異なったことにより、同じような活動を行っている団体においても取扱いが異なっているのが実態である。そういった実態をどう整理すべきなのかを議論していただくために、皆さんに御集まりいただいている。

また、団体の態様ではなく、事業の性質で市が共催、後援を行う事業であるために行う減免もある。主催者と三条市と一緒に事業を行う共催や、市が後ろだてとなる後援について、これまで概ね100%減免と50%減免となっていたものについても併せて取扱いを御検討いただきたい。

八百枝委員 公や市のために団体などに入って活動している方の負担を考慮したものが減免だと思っており、個人利用の目的で利用する人との区別はしてほしい。その点についての認識はいかがなものか。

事務局 文化、スポーツ、コミュニティの振興など様々な三条市の施策がある中で、減免の対象となる団体やその減免の割合について協議していただきたい。

八百枝委員 負担の公平性とは、公のために団体活動で利用し減免を受けている人と個人利用の目的で利用し減免を全く受けていない人との格差なのか、それとも減免を

受けている団体間の格差なのか。

事務局 負担の公平とは、一義的には施設を利用する人と利用しない人との公平性であると考えているが、減免を受けている人と受けていない人の公平や、減免を受けている人の間の公平も含むものである。

堀内委員 使用料の設定における受益者の負担割合は各施設とも一律70%ということだが、減免された分はどこで賄うのか。

事務局 減免分は全て公共負担となる。

阿部委員 今までの配布資料は、どういう意図で配布されているのか。また、70近い施設について、個々に話し合っていくのか。

事務局 資料については、一回目の会議における疑問点や不明点を説明するためにお配りしている。また、全部の施設について個々に議論するのではなく、基本線を出してもらい、全てを包含する基準がどうあるべきかを検討していただきたい。

小林委員 前は基準を作るという議論から外れた意見が多かった。今日は受益者負担について、公平ではなく適正ということを事務局からはっきりと話してもらいたい。また、この会議の委員は、公募以外の方を除き、減免を受けている関係団体であり、先ほど他の委員から御発言があったようにみんな減免を受けた分を市や市民に還元したいと思っているはずであり、その思いを次の素案の中に入れ込むことになる。今日はその意思確認の場であり、次へのステップであることを事務局から再度明確に説明してほしい。

事務局 前は公平性を前面に出してきたが、この委員会では公共負担と利用者負担の持ち分の適正化を図るためにどう減免していったらよいのか御検討いただく場であると考えている。次回の会議で素案を提出するが、各委員からは率直な意見を聞かせていただき、意見のやり取りをしながら進めさせてもらいたい。

落合委員長 質問の中で本委員会の役割が徐々に明確になってきた。市の負担、受益者負担一律70%というものが前提で、ここから減免のやり方、基準はどうあるべきかを検討していくものであり、具体的な作業は次回以降になる。

土田委員 本日の資料から利用内容は分からないが、自治会は地域住民のために公共施設を利用して会議やイベントなどを行っているのに、そういった取組に対しての減免を無くし、他の利用と一律の取扱いをするのはいかがなものかと思う。

金子委員 対象施設は資料に上がっている52施設でよいか。学校施設は対象とならないのか。

事務局 基本的に現時点のものは、全て網羅している。今後、新しい施設ができて、使用料が設定されれば対象が増えることになる。学校開放については、市の主催事業として施設を開放しているものであり、今回の議論の対象には加えない。

阿部委員 次回提出される素案の原案については、財務課単独で作成するのか。これまでの団体が減免を受ける経緯などを知っている所管課の意見等も踏まえて作成してほしい。

土田委員 「三条市公の施設運営計画」のチェックフローに「指定管理者制度の導入を検討」から「使用料の見直しを検討」に点線の矢印が出ているが、これは指定管理者制度の導入を行っても更に使用料の見直しを行わなければならないということか。事務局 指定管理者制度を導入した場合も使用料は市が条例で設定するが、指定管理者制度を導入した場合に必ず使用料の見直しを行わなければならないというのではなく、指定管理者制度を導入しコスト削減を図ってもまだ、適正とする受益者負担で経費を賄えない場合などについては、使用料の改定を検討することがあるということを示しているものである。

八百枝委員 これまで施設の利用や減免については、生涯学習課とやり取りをしていた。今回の委員会は、生涯学習課を飛び越えて、突然財務課が出てきて素案を出そうとしているようであり、利用団体としてはとても不可解である。市役所の中での話合いはできているのか。

事務局 生涯学習課も教育委員会の減免基準を使用するなど、これまで各所管課で取扱いが異なっていた上に、その後の合併で更に取扱いは不統一となっていた。各所管課で全体の取扱いを統一することは難しいため、財務課で取りまとめて方向性を検討することになったものであり、財務課で素案を作成した上で各所管課から意見を聞くなどして、内部での検討を行いたい。

堀委員 これまで市民や公のために減免を受けて活動してきた団体に所属する人たちの思いを理解しているのか疑問である。青少年育成市民会議は、本来行政が取り組む青少年の健全育成の取り組みを公のためにボランティアで運営している。この活動に対して減免の措置が無くなるようなことがあれば、誰も青少年の健全育成に協力しなくなるのではないかと危惧している。

阿部委員 公民館のホールなどを利用した単発的なイベントに教育委員会が後援したものが、減免を受けていることがある。こういったものの取扱いについても素案の中で考えてもらいたい。また、公民館で行うイベントで高額な入場料を取るものなどについては、減免なしでよいのではないかと考える。

金子委員 団体区分ごとの利用団体数、利用回数、利用目的、利用時間が分かる資料があれば、もっと効率的に議論を進めることができると思う。

事務局 平成22年度施設別使用料減額、免除状況一覧表を作成するにあたり、利用時間までの集計は出来ていないが、共催事業や後援事業等の別、利用目的、回数といったデータはある。膨大な量があり、全部を出すと見るのが大変なので、工夫して分かり易く提出できるように検討したい。

金子委員 前回資料の各種減免基準状況一覧表を見ると、ほとんどが教育委員会の減免基準を用いており、可能であれば、教育委員会の担当から基準を設けた経緯や減免の理由などについて説明してもらいたい。

事務局 教育委員会の減免基準については、過去からの積み重ねであり、教育行政は地域の方や各種団体から協力してもらいながら進めることができるものであること

から、団体からの要望があれば寛容に応じさせてもらってきたという経過がある。教育委員会の減免基準は緩いと捉えている。

堀内委員 受益者負担対象経費の利用者負担率は一律70%となっているが、現在スポーツ団体は5割減免を適用されている団体が多い。稼働率に応じて50%の負担から70%の負担へと負担割合が割増になることはあるのか。

事務局 70%というのは使用料設定において、ランニングコストの7割を賄う使用料の設定をするということであり、稼働率と減免率とは直接的には関係ないものである。使用料は既に決まっているので、そこからいくら減免するのかということである。これまでの教育委員会の減免基準は、減免なし、5割減免、全額減免の三段階となっていたが、その三段階だけで良いのかということについても検討の必要があると考えている。

横山委員 前回資料の各種減免基準状況一覧表を見ると、これまでは、2割から7割減免までの7段階となっている。市の説明の中で主催、共催は100%減免、後援は50%減免の2段階とのことだったが、これから検討するものは5割減免、全額免除ともう一つくらいで、あまり細かくし過ぎない方がよいと考える。

八百枝委員 料金が安く設定されているから減免を無くすと言われることが一番怖い。団体や団体の活動の意義や価値を理解して、団体に所属し公のために活動している人と個人的に利用する人との区別をしっかりとしてほしい。本当は料金設定にも加味して欲しかったところである。

上石委員 それぞれの団体はみんな公共のために活動しているという思いで活動し、施設を利用しており、減免は受けているが、地域のコミュニティの充実に役立っているものと考えている。

割り切った基準を作ることは難しいと思うので、ある程度の範疇を決めて、その中で適当と認めるもの対象とするくらいがよいと考える。

小林副委員長 本日は各団体から色々なお願いが出されたが、三条市や市民のために誇りを持って活動している団体が集まっており、事務局は公平と適正を念頭においているということであるので、団体の考えは十分伝わったと確信している。

阿部委員 会議はあと何回くらい開催するのか。

事務局 本日、御意見いただいた内容を検討させていただき、ある程度の骨格を作った後、各所管課へ相談しながら進めていきたい。次回は、11月上旬に第3回の検討会を開催したいと考えている。当初4回を予定していたが、次回でまとめるのが厳しいようであれば、追加で開催する予定である。

(午後8時45分閉会)